

東京都公安委員会告示第 221 号

警備業法（昭和47年法律第 117 号。以下「法」という。）
第 23 条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員
等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第
20号。以下「規則」という。）第 7 条の規定により次のとお
り告示する。

平成 30 年 6 月 15 日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成 30 年 9 月 29 日（土曜日）

午前 8 時 30 分から午前 11 時まで

(2) 実技試験

平成 30 年 10 月 20 日（土曜日）

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目 12 番 5 号 警視庁鮫洲運転免許試
験場

3 検定の実施種別

規則第 1 条第 5 号の警備業務（以下「核燃料物質等危
険物運搬警備業務」という。）に係る規則第 4 条に規定す
る 1 級の検定（以下「1 級検定」という。）

4 検定予定人員

30 名

5 受検対象者

(1) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（核燃料物質等危

険物運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同様以上の知識及び能力を有すると認める者

6 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成30年8月1日(水曜日)及び同月2日(木曜日)
の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03(3581)8201

7 申請手続

(1) 受付期間

平成30年8月7日(火曜日)から同月9日(木曜日)
までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通

(7) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務

従事証明書に代えて提出すること。

(i) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格
認定書の写し

(4) 検定手数料 16,000 円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312